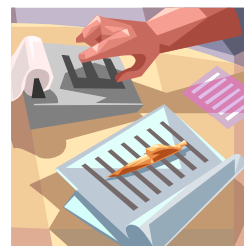


個人の白色申告の方：
今まで記帳の必要が無かった方も
26年1月から記帳と帳簿の保存が必要になります



これまでは前年又は前々年の事業所得・不動産所得・山林所得の合計が300万円を超える方は記帳と帳簿の保存が必要でした

平成26年1月からはこれらが300万円以下の方も同様に記帳・帳簿保存の必要になります

対象： 事業所得・不動産所得・山林所得を生ずべき業務を行うすべての方
記帳内容： 売上などの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項
保存する書類の種類： 収入・経費を記載した帳簿、請求書・領収書など取引に関するもの

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成、または受領した請求書、納品書などの書類	5年

※帳簿の記載については日々の合計をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。簡易な方法について詳しくは国税庁HP (https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kojin_jigyo/index.htm) でご確認ください



この機会に青色申告を検討してみませんか？
青色申告では「青色申告特別控除」や「専従者給与の必要経費算入」「純損失の繰越・繰戻」などの特典があります。
白色の記帳・青色申告の申請に関しては当事務所までお問い合わせください。
電話 0178-47-2870 メール info@a-miyagi.jp